

宇情審答申第3号  
平成11年2月19日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会  
会長 佐藤 幸治

宇治市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成10年9月25日付け10字企職第478号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

職員の4月分の給与支払明細書の控、履歴書及び扶養・住居・通勤手当台帳に係る情報非公開決定に対する異議申立てについての諮問

# 答 申

## 第1 結論

実施機関の決定は妥当である。

## 第2 異議申立ての経過

### 1 情報公開請求書の提出及びその受理

平成10年6月22日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、実施機関に対し「職員の給与支給明細書と個別明細①職員の住所氏名と生年月日、②学歴 中学卒、高校卒、大学卒、③被扶養者数、④通勤交通機関と通勤区間と手当、⑤駐車場所、⑥マイカー通勤の場合の民間ガレージの月極料金」を請求内容とする情報公開請求書の提出を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

### 2 情報の提供

実施機関は、情報公開請求書の受理後、個別明細のうち⑤及び⑥について情報の提供について申し出たところ、異議申立人の了解を得たので、別途文書で提供した。

これにより、請求に係る情報から個別明細のうち⑤及び⑥を除くことについて異議申立人の了承を得た。

### 3 実施機関の請求内容に該当する文書の特定及び当該文書の公開に係る決定

実施機関は、全職員に係る「平成10年4月分の給料支払明細書の控え」並びに「扶養・住宅・通勤手当台帳」及び「履歴書」（以下「本件文書」と総称する。）を請求内容に該当する文書とし、同年7月1日、条例第10条第1項の規定による情報非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

### 4 異議の申立て

平成10年8月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての趣旨

### 1 申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の公開を求める。

### 2 主張

(1) 異議申立書は、別紙1のとおり。

(2) 意見書は、別紙2のとおり。

## 第4 実施機関の理由説明の趣旨

別紙3のとおり。

## 第5 判断

### 1 基本的考え方

条例の解釈及び運用は、市民の権利を十分に尊重し、原則公開の立場に立って厳正に行わなければならないことはいうまでもないが、公開請求された情報の性質によっては、やむを得ず非公開とせざるを得ない場合もある。特に個人に関する情報については、公開の可否の判断に際し慎重に取扱う配慮が必要である。

当審査会は、以上のことを十分に踏まえた上で、本件文書を公開すべきかどうかを判断するものである。

### 2 本件文書の条例第6条第2号の該当性について

#### (1) 職員の給与支払明細書

当該文書は、宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号。以下「給与条例」という。）等の規定に基づき支給される給料、諸手当等の内容についての明細を職員ごとに一枚の帳票にまとめたものである。

当該文書には、次の諸項目の欄等が設けられており、それぞれ該当する欄等に金額等が記載されている。

支給対象の年月、氏名、職員コード、受領印、配付番号、総支給額、総控除額、現金支給額、本給、調整手当、扶養手当、管理職手当、時間外手当、深夜勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、管理特勤手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、その他支給、支給額計、長期掛金、短期掛金、その他引去り、課税対象額、所得税、住民税、市共済、労金積立金、職組金、購買1、その他引去り、医療費付加金、通勤手当、旅費、その他支給、特別減税額、差引支給額、市町村・公立、購買2、市共済貸付、労金、財形貯蓄、生命保険料、勤労貸付、市町村積立、口座振込1、口座振込2、控除額計及び現金支給額。

当該文書には、個人の氏名が記載されているため、特定の個人が識別され得るものであることは言うまでもない。

また、当該文書は、その記載されている諸項目から、一般に個人の最も基礎的な収入、支出状況が確認することができるものであり、当該個人の生活全般が推察され得る情報が記載されているものである。このような情報は、当然、他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

ところで、実施機関では、「市職員給与等の公表」を市政だよりに掲載し、また、期末・勤勉手当について報道機関へ連絡を行い、さらに予算審議資料「予算に関する資料」の一つである給与費明細書を市民等の閲覧に供するな

どし、そのあり方を議論する場合に必要な情報を広く市民に情報の提供を行っている。このことから、本件文書を公開することによる公益上の必要性を認めることはできない。

なお、当該文書は、条例第6条第2号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないことは言うまでもない。

以上により、当該文書は、条例第6条第2号本文に該当するものと判断する。

## (2) 扶養・住宅・通勤手当台帳

当該文書は、給与条例等に基づき職員に支給される扶養手当、住宅手当及び通勤手当のそれぞれの支給に係る決定要件に関する事項を職員ごとに記載したものである。

当該文書には、次の諸項目の欄が設けられており、それぞれ該当する事柄が記載されている。

職員番号、氏名、改姓年月日、性別、生年月日、現住所（異動年月日）、扶養手当に係る部分として被扶養者の氏名、性別、続柄、生年月日、同居別居、異動年月日、認定・支給（年月日・理由）、取消・消滅（年月日・理由）、住居手当に係る部分として賃貸（家賃額・手当額）、自宅（5年経過日、手当額）、認定・支給（年月日・理由）、取消・消滅、（年月日・理由）、通勤手当に係る部分として交通機関・用具、異動年月日、区間、理由、計。

当該文書には、個人の氏名が記載されているため、特定の個人が識別され得るものであることは言うまでもない。

また、当該文書は、その記載されている諸項目から、家族の扶養の状況、住宅の取得・賃貸の状況、通勤に関する状況等が具体的に確認することができるものであり、個人の私生活に関わる情報が記載されているものである。このような情報は、当然、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

なお、当該文書は、条例第6条第2号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないことは言うまでもない。

以上より、当該文書は条例第6条第2号本文に該当するものと判断する。

## (3) 履歴書

当該文書は、宇治市職員採用試験実施要綱に基づき、採用試験の受験者に提出を義務づけているものであり、概ね次の諸項目の欄が設けられ、該当する事柄が記載されている。

職種、氏名、男女、印、生年月日、本籍、写真、現住所・電話番号、現住所不在の場合の連絡先・電話番号、学歴（学校名、学部学科名、修学区分、修学期間）、職歴（勤務先の名称、業種、職種、在職期間）、資格・免許（種別・取得年月日）、得意学科、趣味、性格、健康状態、通勤時間、通勤方法、

志望の動機・本人希望記入欄、所属クラブ・特技（中・高・大・他、経験年数、大会等での主な成績）。

当該文書には、個人の氏名が記載されているため、特定の個人が識別され得るものであることは言うまでもない。

また、当該文書は、その記載されている諸項目から、個人の本籍、学歴、能力等が詳細かつ具体的に確認することができるものであり、さらに、当該文書の提出時の一般的な取扱いとして、公開することを全く予定していないものである。当該文書に記載されたこのような情報は、当然、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。なお、当該文書は、条例第6条第2号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないことは言うまでもない。

以上より、当該文書は条例第6条第2号本文に該当するものと判断する。

### 3 本件文書の部分公開の検討について

本件文書のいずれについても、先に述べたとおり、個人の全生活領域にわたる事柄が確認されうるものであり、その取扱いには特に慎重でなければならない。

本件文書に記載された氏名等それ単独で直接個人を特定する項目を秘匿したとしても、同一請求人が請求の範囲を工夫し、繰り返し請求すれば、当該個人が特定されるおそれは極めて強いと考えられることから、本件文書は、部分的にも公開しないことが妥当であると判断する。

## 第6 結語

よって結論のとおり答申する。